

私鉄、バス等料金訂正引上許可に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

昭和廿參年四月拾九日

私鉄、バス等料金訂正引上許可に關する質問主意書

一、二九二〇円ベースは官公吏員で一般私鉄、バス等日本中の諸会社、従業員、諸君は同様の引上げを会社側に要求してある、物價体制の改正と共に政府は、これ等諸交通機関に料金のバリテ一計算に基づく引上げを許可すべきであるが処見を問う。

二、特に私鉄は借入金困難の上、驚くべき修理材料の増額多額出費により赤字財政に數万人、數千人の勤労者をかかえ國策を守り公衆の便利に努力してある交通機関である、バス等又然りである。

政府の御処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を求む。